

平成31年度「食材王国みやぎ」魅力体感促進業務（神奈川県）  
企画提案募集要領

平成31年度「食材王国みやぎ」魅力体感促進業務（神奈川県）（以下「本業務」という。）を委託するにあたり，公募型プロポーザル方式により，優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 平成31年度「食材王国みやぎ」魅力体感促進業務（神奈川県）
- 2 業務内容  
別紙「平成31年度「食材王国みやぎ」魅力体感促進業務（神奈川県）仕様書」のとおり
- 3 契約期間  
契約締結の日から平成31年7月31日まで
- 4 実施場所  
主に神奈川県内

第2 委託料の上限額

金6,642,131円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

第3 企画提案事項

企画提案書には以下の事項を必ず記載すること。

なお，事業目的を踏まえ，効果が最大となるように配慮すること。

- 1 新聞折込広告について
  - (1) 制作物に関する提案
    - ・コンセプト，ターゲットを示すこと。
    - ・掲載紙面の具体的なイメージを示すこと。（複数案可）
    - ・規格等を示すこと。（例：B4判（両面）／コート紙／73kg）
  - (2) 媒体及び時期に関する提案
    - ・折込広告を入れる新聞を示すこと。
    - ・配布部数及び配布エリアを示すこと。
    - ・配布回数及び時期を示すこと。  
（例：各紙1回／開催前日（横浜市以外）・開催初日（横浜市内）等）
    - ・制作数について示すこと。（例：●●新聞 … 開催前1回，開催期間中1回等）
- 2 街頭サンプリングについて
  - ・具体的なサンプリング方法を示すこと。
  - ・サンプリング実施回数及び時期を示すこと。
- 3 相乗効果が期待できる独自の提案
  - ・予算の範囲内で提案可能な相乗効果が期待できる独自の提案（横浜駅構内等での追加情報発信，テレビ番組・ラジオ番組のペイドパブリシティ，試食会等）を示すこと。

- 4 効果測定と評価に関する提案
  - ・事業効果を測定する具体的な調査方法と評価手法を示すこと。  
なお、想定する調査対象人数を示すこと。
- 5 その他
  - ・業務実施の計画（スケジュール）及び推進体制を示すこと。

#### 第4 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 宮城県内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
  - (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納する者でないこと。
  - (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当する者でないこと。
  - (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当する者でないこと。
  - (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
  - (8) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 第5 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	平成30年12月19日
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成31年 1月 7日
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	平成31年 1月10日
4 企画提案への応募申込期限	平成31年 1月15日
5 企画提案書の提出期限	平成31年 1月25日
6 企画提案書の選考（予定）	平成31年 1月30日
7 選考結果の通知（予定）	平成31年 2月上旬

#### 第6 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
  - (1) 受付期限 平成31年1月7日（月）午後3時まで（必着）

## (2) 提出方法

イ 指定様式（質問書）を用いて、電子メール又はFAXにより提出すること。

ロ 提出先は、下記のとおりとする。

宮城県農林水産部食産業振興課みやぎ米・県産品販売支援班

電子メール：[s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp](mailto:s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp) ， FAX：022-211-2819

ハ 電話などの口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

## (3) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、宮城県食産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 2 企画提案への応募申込

### (1) 提出書類

イ 応募申込書（様式1） 1部

ロ 宣誓書（様式5） 1部

(2) 提出期限 平成31年1月15日（火）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県農林水産部食産業振興課

みやぎ米・県産品販売支援班（宮城県庁行政庁舎10階）

## 3 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

イ 企画提案書（様式2）：9部

ロ 見積金額提案書（様式3）：9部

ハ 類似事業実績書（様式4）：9部（うち押印したものは1部）

(2) 提出期限 平成31年1月25日（金）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県農林水産部食産業振興課

みやぎ米・県産品販売支援班（宮城県庁行政庁舎10階）

## 第7 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった事業者のうち、最高点をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。

なお、採点の結果、最高点を付けた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を選定し、それでもなお同点の提案者がいる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を選定する。企画提案者が1者のみであった場合も、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

### 2 選考

(1) 実施日 平成31年1月30日（水）予定 ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 宮城県庁内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

### (3) 実施方法

- イ 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ロ 1応募者あたりの持ち時間は25分程度(説明15分程度, 質疑応答10分程度)とし, 後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
- ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし, 追加資料の配付は原則として認めない。
- ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお, この場合, パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

### (4) 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合は, 事前提出書類による審査の上, 上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

### (5) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い, 業務を適切に実施できると判断される場合は, 受託候補者として選定する。

なお, 業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は, 再度, 企画提案者を募集する。

### (6) 選考結果の通知

審査終了後は, 速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

**なお, 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。**

## 第8 評価基準・配点

### 1 新聞折込広告について(配点20点)

- (1) 紙面は県産食材や県産品のイメージアップが図られ, 物産展への来場意欲がかき立てられる印象的内容となっているか。(10点)
- (2) 採用する媒体は, 多くの消費者に訴求が可能な媒体を選定しているか。(5点)
- (3) 掲載時期, 部数及び配布エリアは適切か。(5点)

### 2 街頭サンプリングについて(配点10点)

サンプリング方法, 実施回数及び時期は適切か。(10点)

### 3 独自提案について(配点10点)

- (1) 事業の趣旨に沿った内容となっているか。(5点)
- (2) 物産展への誘客に効果的な提案となっているか。(5点)

### 4 効果測定と評価について(配点5点)

調査方法及び評価手法は適切か。(5点)

### 5 事業実施のスケジュール及び事業実行力(配点5点)

企画提案どおり事業を実施できる体制が整っているか。(5点)

## 第9 失格事由

### 1 次のいずれかに該当する場合は, 応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合, 又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合

- (3) 第7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 既発表済の内容と酷似した提案を行った場合

## 2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式6）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第10 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用

本業務による成果物及び制作過程で撮影した素材映像の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、必要に応じて、放送した内容等があれば、ホームページ等で配信が行えるようにするなど、二次的な利用も可能なように対応すること。

#### (2) 成果物の権利等

- イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ロ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ハ 成果物及び制作過程で撮影した素材映像について、発注者に対し受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

#### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 2 その他

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

- (4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (7) 本公募型プロポーザル方式の選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。
- (8) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。